

市報ひがしむらやま

# 消費生活センター

平成28年度版

(平成27年度掲載分)



～トラブルにあわないために～

東村山市消費生活センター

(市民相談・交流課)



## はじめに

平成 27 年度に東村山市消費生活センターが受け付けた相談件数は 927 件でした。相談内容は通信販売の相談が 302 件で一番多く、そのうちの 74%にあたる 223 件はインターネット通販の相談でした。「スマートフォンで動画サイトを検索していたら突然登録完了画面が現れ、高額な金額を請求された」「未払いの有料サイト利用料金がある、とメールが届いたがまったく身に覚えがない」といった、ワンクリック請求や架空請求などの不当請求の相談がどの年代でも一番多く寄せられました。

年代別では 60 歳代以上の方からの相談が 293 件で、前年度と同じく全体の 3 割強を占めています。特に 70 歳代以上は 192 件と他の年代に比べ突出しています。高齢の方は自分がトラブルにあっていいることに気付きにくかったり、気付いても誰にも相談できずに悩んでいることが多くあります。周りにはいる方々は日頃から様子を気にかけて、見守り、トラブルの早期発見につながる大切が大切です。

この小冊子は、市報「ひがしむらやま」の毎月 15 日号に掲載のコラム「消費生活センター」の平成 27 年度掲載分をまとめたものです。被害の未然防止やトラブル解決の手がかりとしてお役立てください。

# もくじ

	ページ
• 若者を狙うキャッチセールスにあわないために	(4月) 1
• アダルトサイトのワンクリック請求 あわてず、落ち着いて対応を！	(5月) 2
• 高齢者の契約トラブルを防ぐために	(6月) 3
• 子どものスマートフォンにはフィルタリングを！	(7月) 4
• 「購入したカードの番号を教えて」 それは詐欺かも？	(8月) 5
• 副業と思ったら出会い系サイト！お金をあげるはウソ!?	(9月) 6
• 高齢者をねらうSF（催眠）商法	(10月) 7
• いきなり上り込んで商品売りつける！ 悪質な訪問販売に注意！	(11月) 8
• マイナンバー制度に便乗した 不審な電話やトラブルにご注意ください	(12月) 9
• 手軽に高収入をうたう儲け話にご用心！	(1月) 10
• 食品表示の新たな法律「食品表示法」	(2月) 11
• 電力の小売全面自由化に便乗したトラブルにご注意ください！	(3月) 12
• クーリング・オフ制度の基礎知識	13
• 悪質商法一覧表	15

## 若者を狙うキャッチセールスに

あわないために！

### 消費生活センター



受付 午前9時～正午  
午後1時～4時  
電話 395-8383

新たな生活がスタートした人も多いこの時期、若者を狙ったキャッチセールスのトラブルにご注意ください。

トラブル事例では、駅前や繁華街などの路上を歩い

ていると、「アンケートに答えてください」「モデルになりませんか」「エステの無料体験ができます」「絵を見ていきませんか」などと声をかけ、「今、時間ある？」「すぐ終わるから」「などと親しげに勧誘員が近づいてきます。

足を止めて話を聞いて

しまうと、事務所や営業所

などに連れて行かれて、エ

ステ、化粧品、ジュエリーや絵画など高額な商品やサービスとの契約を勧められます。契約するまで強引な勧誘を受け、断りづらい雰囲気になるため、しかたなく契約してしまうといった問題のある商法です。

#### 【対処法】

勧誘員は販売目的を隠して近づいてきます。声をかけられても、足を止めない。誘いに気安く乗らない。必要のないものは「お断りします」「契約する意思

はありません」など、きっぱりと断る。事務所などにはついて行かない！ことで

す。万が一契約してしまった場合でも、特定商取引法の適用があり、契約書面を受け取ってから8日間は一リング・オフにより無条件で解約できます。この日を過ぎても契約を取り消せる場合もありますので、できるだけ早く消費生活センターに相談し、解決を遅らせないようにしましょう。

# アダルトサイトのワンクリック請求 あわてず、落ち着いて対応を！

消費生活センター



受付 午前9時～正午  
午後1時～4時

電話 395-8383

いわゆる「ワンクリック  
請求」に関する相談が多数  
寄せられています。  
事例1 アダルトサイトに  
アクセスし18歳以上かの  
問いに「ハイ」をクリック

した途端、会員登録完了と  
なった。画面に「退会の方  
はこちらへ連絡を」とあつ  
たので電話をかけたら「料  
金20万円を払ってもらっ  
と強く言われ、怖くなった。  
●連絡しない、支払わな  
い！  
ワンクリック請求であ  
れば契約不成立と主張でき  
る場合があるので、あわて  
て相手に連絡したり支払わ

ないようにしましょう。相  
手に電話をかけても「払わ  
なくていい」とはならず、  
かえって個人情報を見せて  
しまうので、連絡せず無視  
しましょう。  
事例2 アダルトサイトで  
ワンクリック請求のトラフ  
ルに遭い、ネットで「消費  
者トラブルを解決します」  
という業者の広告を見て電  
話をかけ相談した。調査し  
て請求を止めてもらうこと  
を依頼し5万円を支払った  
が、本当に請求が止まるの  
か不安。

●解決するところから業者に  
注意を！  
ネットで対処法を検索す  
ると「トラブルを解決する」  
「請求を止める」などとい  
う業者のサイトが表示さ  
れることがあります。相談  
無料であっても依頼すると  
高額な料金がかかる場合が  
多く、解決できるとは限り  
ません。新たなトラブルに  
なることもあるので注意し  
ましょう。

# 高齢者の契約トラブルを

## 防ぐために

### 消費生活センター



受付 午前9時～正午  
午後1時～4時  
電話 395-8383

高齢者の契約トラブルは、業者が判断力の衰えにつけ込んだり、高齢者自身が判断能力の衰えによって契約したものであります。

です。周りにいるかたが常に気にかける見慣れない商品や契約書類などがないか、家の中や生活状況の変化に気付くことが大事です。

### トラブル事例

● 独り暮らしの高齢の父の家に布団や浄水器、健康食品などが山のように積み重ねていた

● 離れて暮らす高齢の母宅に屋根工事や床下工事など

の契約書面がいくつもあつた

● 新聞が何紙も配達されていた

### トラブル対処法

電話勧誘の場合、留守番機能に設定しておくなど、

知らない番号には出ないようにするのが有効です。訪

問販売の場合、「戸を開けずに対応する」「1人で決めず

必ず周りの人に相談する」といった習慣がトラブル防

止に役立ちます。認知症な

どで高齢者が自分の財産を管理できなくなっているよ

うな場合は、「成年後見制度」の利用を検討しまし

### ★成年後見制度

認知症の高齢者や知的障害者等の判断能力が十分なかたに代わって財産を管理するなど、本人を守る役割を持つ人（成年後見人等）を付ける制度です。詳しくは地域包括支援センターなどに相談ください。

# 子どものスマートフォンには

## フィルタリングを！

消費生活センター



受付 午前9時～正午  
午後1時～4時

電話 395-8383

子どもたちへのスマートフォン  
の普及は急速に進んで  
います。子どもが安全・  
安心にスマートフォンを  
利用できるよう、フィル  
タリングサービスを活用し

ましよう。

●スマートフォンは「通話  
もできる小型のパソコン  
(情報端末)」です

スマートフォンは従来  
型の携帯電話とは大きく異  
なり、無線LAN回線(W  
i-Fiなど)環境下で簡  
単にインターネットに接続  
できること、インターネッ  
トから様々なアプリケーション  
(ソフト)をダウンロード

ードしてゲームや音楽・動  
画などを気軽に楽しめるこ  
となどが大きな特徴です。

便利な一方、多くの危険  
性があることを口頭から子  
どもに話して伝え、利用の  
目的やルールについても子  
どもと一緒に話し合うこと  
が大切です。

●子どもを守るフィルタリ  
ング

フィルタリングとは、有  
害な情報を一定の基準で判  
別し、閲覧を制限するサー  
ビスです。各携帯電話会社  
では18歳未満の子どもが

利用する場合は、原則フィ  
ルタリングが設定されます。  
しかし、スマートフォンは  
これだけでは不十分なこと  
があり、無線LAN回線に  
よる接続やアプリケーション  
による接続に対応するフ  
ィルタリングもあわせて設  
定しておく有効です。

詳しくは各携帯電話会  
社などに相談してみましょ  
う。



## 「購入したカードの番号を教えてください」

### それは詐欺かも？

ます。

#### 消費生活センター



受付 午前9時～正午  
午後1時～4時

電話 395-8383

アダルトサイトのワンクリック請求や有料サイトの架空請求などの悪質な業者が、プリペイドカードを購入し、番号を教える」と指示する手口が出てきてい

●事例「スマホでアダルトサイトにアクセスした途端登録となり料金10万円を請求され、焦って業者に電話をかけてしまった。業者から、支払い手段としてプリペイドカードをコンビニで購入し、その番号を電話するよう指示された。番号を伝えた後で、だまされたと気づいた。支払った金額

を返して欲しい。」

チャージした価値をプリペイドカード発行会社が保有するサーバで管理する「サーバ型」のプリペイドカードが増えています。カードが手元になくても、番号だけで使うことができます。番号等を相手に伝えることは、購入した金額(価値)をすべて渡してしまうのと同じことです。いったん渡した金額を取り戻すのは非常に困難です。

#### ●アドバイス

このような業者から指示されてプリペイドカードを購入したり番号等を伝えてしまうと、支払った金額を取り戻すのは困難です。まずは、覚えのない請求には返信や連絡をしないことが肝心です。カード番号を伝えてトラブルになったら、早急にプリペイド発行会社に連絡してください。不安を感じた時は、消費生活センターに相談してください。

## 副業と思ったら出会い系サイト！

### お金をあげるはワン！？

#### 消費生活センター



受付 午前9時～正午  
午後1時～4時

電話 395-8383

相手から悩みを聞いてほしいというメールが送られてきた」など。

このようなメールがきっかけで出会い系サイトに誘導され、メールをやり取りする中で費用が発生し、短期間で高額な支払いをしなければという相談が寄せられています。「お金をあげる」「会いたい」とメールでやり取りしても実際にお

金ももらえたり、会えることはありません。メールの相手がサクフ(成りすまし)である可能性があります。

メールのやり取りの中で、サイト業者から文字化けの修正、セキュリティ解除などと根拠のないことを言ってきた、代金を請求してきます。「もう少しで大金を受け取れる」と思い込み、言われるままにクレジット決済や電子マネー、コンビニ決済等の支払いを繰り返して、気付いた時には高額になっていきます。だまされた

と気付いても、相手がサクフであると証明することは難しく、支払ったお金を取り戻すことは困難です。証拠となるメールや支払い明細書は必ず保存しておき、トラブルにあたり不安に思うことがあれば、消費生活センターにすぐ相談してください。

うまい話はありません。ネット上の見知らぬ相手を簡単に信用しないよう心ましよう。

●事例：「高収入が得られる」というので副業サイトに登録したところ、出会い系サイトからメールがきた、「知らない

## 高齢者をねらうSF(催眠)商法

消費生活センター



受付 午前9時～正午  
午後1時～4時  
電話 395-8383

SF商法とは、締め切った会場に高齢者などを集め、日用品などをただ同然で配るなどの方法で雰囲気盛り上げ、最終的に高額商品の契約を取り付ける商法で

す。一種の催眠状態に陥ったかのような状況で契約してしまうことから催眠商法とも呼ばれます。

従来は「単発の」販売会でしたが、最近は「数ヶ月以上にわたる」販売会を開催し、度々会場を訪れる高齢者に販売員が個別に声をかけて高額な商品を次々と勧めるという手法が増加の傾向にあり、中には老後の

資金を取り崩してしまう例もありません。

### 〈事例〉

Aさん(80代女性)は、無料で配られる日用品を目当てに販売会に通っていた。販売員はいつも愛想よく接してくれるので、すっかり信用してしまった。そのうち「あなただけに」と言われて、小部屋で高額商品を勧められるようになった。自分だけ得をしていると思いつき、勧められるまま次々購入した。気が付いたら老後のために貯めた貯金

がほぼなくなっていた。

### 〈アドバイス〉

高齢者の方へ 安易に会場に近づかないことです。不要な商品はきっぱり断り、その場で契約しないようにしましょう。  
家族や周囲の方へ 被害にあっていると気付かない高齢者も多いようです。頭ごなしに否定せず、まずはじっくり話を聞くことが大切です。

# いきなり上がり込んで商品を売りつける！ 悪質な訪問販売に注意！

## 消費生活センター



**受付** 午前9時～正午  
午後1時～4時  
**電話** 395-8383

高齢者が一人で在宅中に、強引に家の中に入り込んで消費者の意思を無視して商品を設置した後、高額な代金を請求する悪質な手口の相談が寄せられています。

す。

**事例1** 浄水器の業者がやって来て勝手に上がり込み、頼んでもいないのに浄水器を取り付けた。代金40万円を請求されたが、手持ちがないと言つと「後で取りに来る。」と言って帰って行った。業者が来るまでに現金を用意しなければならぬ。書面もなく、業者名や連絡先もわからない。

**事例2** 先日、突然やって来た業者が、許しもなく上がり込んで、寝具のマットを持参した物と取り換えた。20万円もの代金を要求されたが手元になかったため、業者は帰って行った。その後「これから代金を取りに行く。」と電話があった。

断りきれず契約してしまつても、クーリング・オフなどができる場合があるので、あきらめず消費生活センターに相談してください。業者に帰れと言っても帰らないなど、緊急性のある場合は、迷わず警察へ連絡してください。

### \*アドバイス

- 突然の訪問には、ドアを開けないで対応しましょう。
- インターホンで相手を確認し、必要なければきっぱり断りましょう。

# マイナンバー制度に便乗した不審な 電話やトラブルにご注意ください

## 消費生活センター



受付 午前9時～正午  
午後1時～4時  
電話 395-8383

市区町村から住民票の住所地に世帯ごとに世帯全員分のマイナンバーの通知カードが簡易書留で送られています。いざし関連について

個人情報を探ねる不審な電話が掛かってきたり、お金を請求されたりするトラブルなどが発生し、全国の消費生活センター等に相談が寄せられています。

事例

●行政機関をかたり、マイナンバー制度のアンケートとして、家族構成や資産状況、年金受給者かどうか聞かれた

- 「あなたのマイナンバーの情報セキュリティを無料で行う」と電話があった
  - 「ブラックリストの情報」がマイナンバーに記録される」と言われた
  - マイナンバーについての電話があったら詐欺を疑い、対応しないですぐに切りましょう。
  - マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、税の手続きや年金医療保険、雇用保険などの手続きにしか使われません。
  - 「あなたのマイナンバーをブラックリストに使用されることはありません。」
  - 電話などで問い合わせをする手口によって、自分のマイナンバーを他人に教えしてしまったとしても刑事責任を問われることはありません。
  - 占いサイトなどのネット上でマイナンバーを入力させ取得しようとする手口にも注意が必要です。
- 次々と新たな手口が発生しています。お気をつけください。

# 手軽に高収入をうたう儲け話ににご用心！

## 消費生活センター



受付 午前9時～正午  
午後1時～4時  
電話 395-8383

インターネットやSNSなどで「気軽に高収入」「誰でも簡単に稼げる」など勧誘され、高額な教材費や入会費を支払ったが、まったく儲からない、とい

った相談が寄せられています。

### 〈事例1〉

「簡単に月収100万円になる方法を教えます」という広告を見つけ、ネット通販で情報商材を購入したが、簡単には収入につながらない情報ばかりだった。

### 〈事例2〉

SNSの副業サイトで「メールで話すだけで高額

報酬」という広告を見つ

け、1万円支払って会員になった。ところがその

後も、次々と理由をつけ

てはサイト内のポイントを

購入させられるばかりでメ

ールのやりとりはできず、

高額報酬も得られなかった。

### 〈事例3〉

親しい友人から50万円支払って投資用教材DVD

を販売する組織の会員にな

らないかと誘われた。組織

への入会費は高額だが、投

資取引をすれば簡単に儲か

るし、別の友人を紹介すれば、紹介料ももらえるから、すぐに入会費以上の利益が出ると言われた。

簡単に儲かる、などの広告やセールストークは安易に信用しないようにしましょう。また、高額な費用が必要になる契約や、仕事の内容が不明確な契約は慎重にご判断下さい。

# 食品表示の新たな法律

## 「食品表示法」

消費生活センター



受付 午前9時～正午  
午後1時～4時

電話 395-8383

食品表示の新しいルールが  
できまーしたー！

食品を摂取する際の安  
全性確保と消費者の適切な  
商品選択の機会を確保する  
ため、食品衛生法、JAS法

健康増進法の3法の食品表  
示に係る規定を一元化し  
「食品表示法」が平成27年  
4月1日から施行されまし  
た。経過措置期間があり、  
これから新しい表示の商品  
が増えていきます。

\*主な変更点

●「機能性表示食品」制度  
の新設

企業の責任で、科学的根

拠に基づき健康の維持・増  
進の効果を表示できる新た  
な制度です。「機能性表示食  
品」の届け出や表示項目な  
ど詳細については、消費者  
庁ウェブページで確認でき  
ます。

●栄養成分表示の義務化

原則として、消費者向け  
のあらかじめ包装された加  
工食品及び添加物に「熱量  
たんぱく質、脂質、炭水化  
物、食塩相当量」の栄養成  
分表示が義務付けられまし  
た。ナトリウムの量は食塩  
相当量で表示されます。

●そのほか、原材料名の表  
示に、「添加物」の項目を設  
けて表示するなど明確に区  
分して表示することや、ア  
レルギ表示は個別表示が  
原則となるなど、いくつか  
の変更点があります。

食品表示は、食品を選択  
するための大切な情報です。  
安全で健康的な食生活のた  
め活用しましょう。ちよっ  
と意識して食品表示を見て  
ください。

# 電力の小売全面自由化に 便乗したトラブルに注意ください！

## 消費生活センター



受付 午前9時～正午  
午後1時～4時

電話 395-8383

電力小売りの全面自由化が、平成28年4月1日から始まりました。電力の契約は、これまで地域ごとに決まった事業者との契約でしたが、これからは複数の

事業者の中から自由に選ぶことができるようになりま  
す。このことに便乗したト  
ラブルも増加すると思われ  
るため、注意が必要です。

事例1 知らない電力  
会社から「電気を安くでき  
る」と電話があった。

事例2 「電気代が4割  
安くなる」と電話があり年  
齢を聞かれた。

小売電気事業者は登録

制になっています。国の登  
録を受けなければ家庭に電  
気を販売することはできま  
せん。登録されている事業  
者かどうか確認しましょう。  
また、自分の居住地が当該  
事業者の供給地域になって  
いるかも確認が必要です。  
「料金が安くなる」と勧  
誘された際には、電力以外  
の商品やサービス契約との  
セット料金や値引きになっ  
ていないか、契約期間が長  
期なものになっていないか、  
解約時に違約金が発生しな  
いかなど、どのような条件

で安くなるのか、よく確認  
しましょう。

電力小売自由化の制度  
や登録がある小売電気事業  
者かの確認については、経  
済産業省の専用ダイヤル  
(0570-028-55  
5)に、小売契約締結に当  
たつてのトラブルは同省の  
電力取引監視等委員会(0  
3-3501-5725)  
に相談できます。



## クーリング・オフ制度の基礎知識

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引について、いったん契約した場合でも、契約書面を受け取った日から一定期間は消費者に考え直す機会を与え、無理由・無条件で契約を解除することを認める制度です。

### 1. 特定商取引法の場合

取引形態	期間	適用対象
訪問販売（催眠商法・アポイントメント商法・キャッチセールスなど）	8日間	原則すべての商品・サービスおよび指定権利（チケット等）の契約
電話勧誘販売		
特定継続的役務提供（エステ・家庭教師・学習塾・語学教室・パソコン教室・結婚相手紹介サービス）	8日間	店舗へ出向いて契約した場合にも適用される
訪問購入取引（訪問買い取り）	8日間	適用除外の物品があります
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間	すべての商品・役務・権利 店舗へ出向いて契約した場合にも適用される
業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）		
<small>① 通信販売はクーリング・オフ制度はありません。            ② 消耗品を消費した場合などクーリング・オフができない場合もあります。詳しくは、消費生活センターにお問い合わせください。            ③ クーリング・オフ妨害があったとき（クーリング・オフをしようとしても、業者からできないと言われてたり、または脅かされてできなかったという場合）には、「クーリング・オフができる」と記載された書面が改めて交付されてから一定期間（8日又は20日）が経過するまで、消費者はクーリング・オフができます。</small>		

\*上記以外にも、冠婚葬祭互助会契約、宅地建物取引、ゴルフ会員権契約、預託等取引契約、投資顧問契約、不動産特定共同事業契約、有料法人ホーム入居契約などの場合には、条件によってはクーリング・オフが可能です。契約書類を渡されたら内容をよく確認し、「早まった！」と思ったら速やかに手続きをとりましょう。

### 2. クーリング・オフをすると

- ①クーリング・オフの通知は、発信した時に効果が生じます。したがって、消印がクーリング・オフ期間内であれば有効です。
- ②業者に支払ったお金は、全額返金されます。
- ③消費者に渡された商品は、業者の負担で引き取る義務があります。
- ④既に工事が開始されている場合は、業者に原状回復義務があります。

### 3. クーリング・オフの行使方法

電話ではなく、必ず書面で通知しましょう!!

#### ①官製はがきの場合

証拠として両面のコピーを残し、郵便局の窓口で「特定記録郵便」で出しましょう。クレジット契約をした場合には、必ずクレジット会社宛に通知してください。

《記載例》

<p>あて先住所</p> <p>〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇殿</p> <p>契約者住所 氏名</p>	<p>契約(申し込み)年月日</p> <p>●販売業者名</p> <p>●販売員氏名</p> <p>●販売業者住所</p> <p>●電話番号</p> <p>●商品・役務・権利名</p> <p>右記日付の契約を解除(申し込みを撤回)します。</p> <p>○年○月○日</p>
--	---

※氏名がわかれば書き入れる。

#### ②内容証明郵便による場合

※代金を支払ったり、商品を受け取っている場合書き加える。

<p>〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇殿</p>	<p>平成○年○月○日</p> <p>引き取りに来てください。</p> <p>口座○番に振り込んで下さい。</p> <p>を○に○銀行○支店○円</p> <p>ご通知いたします。</p> <p>たが、この契約(申込み)を致しまして、</p> <p>の○の購入契約(申込み)を致しまして、</p> <p>の○の購入契約(申込み)を致しまして、</p> <p>私、平成○年○月○日、貴社</p>	<p>契約解除(又は申込撤回)通知</p> <p>住所 氏名 印</p>
----------------------------------	---	--

- \* 3枚1組の内容証明郵便使用紙に通知内容を書き、業者宛の封筒とともに郵便局の窓口提出します。
- \* 内容証明郵便使用紙は文房具店で購入できます。
- \* 東村山市内の郵便局で内容証明郵便を扱っているのは本局のみです。

悪質商法 販売の手口	
内職・モニター商法	「自宅でできるサイドビジネス」「モニター募集」などと勧誘するが、実際は、高額な商品を購入させたり、登録料を払わせるのが目的。
SF（催眠）商法	安売りや講習会名目で会場に誘い込み、雰囲気盛り上げながら日用品を無料で配り、消費者が合理的な判断ができない状態の中で、布団などの高額商品を売り付ける。
アポイントメントセールス	「あなたは選ばれた」「商品を取りに来て」などと言って、営業所や喫茶店に誘い出し、会員権、アクセサリー、パソコン、絵画などを売り付ける。
キャッチセールス	人通りの多い路上や駅前で、アンケートの協力を求めるふりをして呼び止め、営業所や喫茶店に連れ込んで、化粧品やエステティック、映画鑑賞券などを売り付ける。
デート（恋人）商法	出会い系サイトや電話、メールを利用して出会いの機会をつくり、デートを装って契約させる。恋愛感情を利用してアクセサリー、毛皮、和服などを売り付ける。
送りつけ商法（ネガティブオプション）	申し込んでもいない商品（書籍・写真集・ビデオソフトなど）を勝手に送りつけ、代金を請求してくる。代金引換郵便や、着払いの宅配便を悪用することもある。福祉目的をうたって、商品を買わせることもある。
原野商法	「将来確実に値上がりする」と偽り、ほとんど価値のない原野などを時価よりもはるかに高く売り付ける。最近は転売話でつる二次被害も。
かたり商法	消防署職員や水道局職員、電話会社社員のように見せかけた服装や言動で、消火器、浄水器、電話機を売り付ける。
靈感（開運）商法	「先祖のたたりで不幸になる」「購入すれば不幸から免れる」などと人の不幸や不安に付け込み、数珠や印鑑を高価な値段で売り付ける。
整理屋	「あなたの借金を整理します」などと広告し、相談にきた人から「整理手付金」などの名目で現金を預かり、整理を引き延ばして次々とだまし取る。
延滞料取立商法	取り立ての法的根拠のない者が、レンタルビデオなどの利用料金が未払いだとして、法外な延滞料を取立てる。全く身に覚えのない人に対しても脅迫的な言動で払わせることがある。





# どうしよう…困った!!と思ったら、まず相談!

## 東村山市消費生活センター

消費生活相談とは?	<ul style="list-style-type: none"><li>☆ 商品やサービスについて、疑問や不審な点があったとき、また、契約上のトラブルでお困りのとき</li><li>☆ 悪質商法の勧誘を受けたとき、また、被害にあったとき</li><li>☆ 多重債務の整理について</li><li>☆ 身に覚えのない請求を受けたとき（不当請求・架空請求）</li><li>☆ その他、消費生活全般にかかわること</li></ul>
相談するときは…	<ul style="list-style-type: none"><li>☆ 状況を正確に把握するためにも、できるだけ契約した本人が相談してください</li><li>☆ 次のものをご用意ください<ul style="list-style-type: none"><li>① 事実経過の記録</li><li>② 契約書・保証書など</li><li>③ その他、関係資料</li></ul></li></ul> <p>* ご相談は東村山市在住・在勤・在学の方に限ります</p>
でんわ	042-395-8383
相談受付	月～金曜日 (土、日、祝日、年末年始は除く) AM9:00～12:00 PM1:00～4:00
ところ	東村山市市民部市民相談・交流課 (市役所1階)10番窓口 〒189-8501 東村山市本町 1-2-3